

運送できます

～ 令和6年能登半島地震に伴う灯油・ガソリン等の海上運送の弾力的な運用について～

避難生活や災害復旧に使用される灯油やガソリン等の危険物の海上運送については、平成26年3月27日から下記のとおり、弾力的に運送の許可をしています。

令和6年1月1日に発生しました能登半島における地震に係る対応につきましては、この措置の対象になりますので、必要な場合には最寄りの運輸局等にご相談下さい。

記

1. 灯油、ガソリン又はLPガス等を運送する場合

危険物運送に係る技術的基準の一部について代替措置を認めるとともに、簡略な手続きにより緊急時用の「**危険物運送船適合証**」を発給します。関連の海事局の下記ウェブページをご参照下さい。(URL:http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000013.html)

2. 液体酸素や液体窒素等、上記1.以外の危険物を運送する場合

使用する船舶、運送する量等を下記連絡先までご相談下さい。安全対策等を勘案の上、個別に判断致します。

ご相談連絡先
最寄りの運輸局等

その他、施策内容についてのご連絡先
海事局検査測度課 担当 本多、堀水(内線44173, 44-175)
代表 03-5253-8111/ 直通 03-5253-8639